

八戸市再生可能エネルギー促進区域等の設定に向けたゾーニング業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、八戸市（以下「市」という。）が、八戸市再生可能エネルギー促進区域等の設定に向けたゾーニング業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、市内における再生可能エネルギーの導入を促進し、その最大限の活用を図るため、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に向けて、区域の法的規制の有無等についての既存情報の収集・整理やゾーニングマップの作成、マップに対する意見聴取等を行い、今後の地域との円滑な合意形成に活用することを目的とする。

なお、促進区域とした区域については、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例に基づく共生区域の指定を目指すものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「八戸市再生可能エネルギー促進区域等の設定に向けたゾーニング業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月17日（水）まで

(3) 委託料の上限額

14,377千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加するための資格は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 八戸市競争入札参加資格者名簿の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条若しくは第133条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 受託候補者選定までのスケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和8年4月17日（金）から
質問受付期限	令和8年4月24日（金）午後5時まで
質問への回答期限	令和8年4月28日（火）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和8年5月11日（月）午後5時まで
企画提案申込書等の提出期限	令和8年5月14日（木）午後5時まで
審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月18日（月）
受託候補者の選定結果通知及び公表	令和8年5月下旬（予定）

5 本プロポーザル実施要領等の配布

令和8年4月17日（金）から市ホームページに掲載しているものをダウンロードして取得すること（郵送や窓口での配布は行わない）。

《ホームページアドレス》

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/nyuusatsu_keiyaku/25555.html

6 質問票の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある事業者は、市ホームページに掲載の「質問票（様式第1号）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送付することにより、令和8年4月24日（金）午後5時までに提出すること。また、電子メールで送付後、電話にて質問票を提出した旨を連絡すること。なお、電話や口頭による質問若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。

質問に対する回答は令和8年4月28日（火）までに市ホームページに掲載することにより行うものとし、窓口や電話、メール等での個別の回答は行わないものとする。また、質問票を提出した事業者名は公表しない。

【Eメールアドレス】kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

7 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、市ホームページに掲載の「参加表明書（様式第2号）」をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送付することにより、令和8年5月11日（月）午後5時までに提出すること。また、電子メールで送付後、電話にて参加表明書を提出した旨を連絡すること。なお、電話のみや口頭による表明若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。

【Eメールアドレス】kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp

8 企画提案申込書等の提出

本プロポーザルに対する企画提案を行う事業者（7に記載の期限までに参加表明書を提出した事業者に限る。）は、次の表に掲げる企画提案申込書等の書類を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、下記提出先に、令和8年5月14日（木）午後5時までに持参又は郵送により提出すること。また、提出部数は、次の表に掲げるとおりとする。なお、持参の場合は平日（土日祝日以外）の午前8時15分から午後5時までを受付時間とし、郵送の場合は令和8年5月14日（木）午後5時必着とする。電子メール若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。

【提出先】〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市市民環境部環境政策課環境政策推進グループ（八戸市庁別館6階）

提出書類		様式等	提出部数
(1)	企画提案申込書	様式第3号	1部
(2)	企画提案書※「9 企画提案書の作成方法」参照	任意	5部
(3)	経費積算書	様式第4号	5部
(4)	契約実績表	様式第5号	5部
(5)	定款又は規約等	写し	5部
(6)	会社や各種法人、各種組合については商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業主については個人事業の開業・廃業等届出書の控え又はこれらの事項を証明するもの、任意団体については団体規約	写し	5部
(7)	提案者の事業概要が分かるもの（会社案内、パンフレット等）	任意	5部

9 企画提案書の作成方法

(1) 留意事項

別紙の仕様書に基づき、次の項目を前提として、創意工夫のある企画提案とすること。（必要に応じて絵や図を用い、分かりやすく詳細に記載すること。）

- ① 詳細な企画実施内容
- ② 実施手順及び手法
 - ・具体的なスケジュールを示した業務計画
- ③ 実施体制
 - ・必要な人員体制、配置計画
- ④ リスク管理
 - ・苦情やトラブル発生時の対応、解決策、連絡体制等
 - ・機密情報等の適正な管理

(2) 注意点

- ・ A 4判の用紙に作成すること。ただし、図表を使用する場合等における用紙のサイズについては、この限りでない。
- ・ 文字は注記等を除き、原則11ポイント以上とすること。
- ・ 企画提案書には通し番号でページ数を記載すること。
- ・ 見積額は消費税抜きと消費税込みの金額がそれぞれ分かるように記載し、総額だけでなく積算内訳を明示すること。

(3) その他

- ・ 提出期限後の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

10 審査の方法及び基準

(1) 審査の方法

提出された企画提案書をもとに、プロポーザル参加者による企画提案書のプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

(2) プレゼンテーション

- ・ 会場に入室できるのは4名までとする。
- ・ 説明は本業務を担当する予定のものとする。
- ・ 持ち時間は、プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分とする。
- ・ プレゼンテーションにて使用するプロジェクター、スクリーンは市が準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
- ・ プロジェクターは「HDMI端子」での接続となるため、使用するパソコンの映像出力端子を確認のうえ、必要に応じて変換アダプタ等を準備すること。
- ・ 提出した企画提案書の内容と著しく異なる場合は失格とする。
- ・ 当日のタイムスケジュールや会場等は、別途通知する。

(3) 審査の基準

審査項目	評価の視点	配点
理解度	・ 本業務の目的、趣旨を十分に理解し、提案内容に適切に反映されているか。	15
業務内容	・ 自然的・経済的・社会的条件に関する情報について、的確に収集・活用する手法が提案されているか。 ・ 既存情報で収集できない情報、現地調査、関係者等へのヒアリング調査等、追加的な調査に関する手法が提案されているか。 ・ 条例及び環境省等のマニュアルを遵守するとともに、収集した情報を適切に処理し、ゾーニングマップを作成するための具体的な手法が提案されているか。 ・ 市が実施する会議及びパブリックコメントへの支援内容が、効果的で実効性のあるものとなっているか。	30

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案どおりの業務を円滑かつ効率的に遂行するための体制が整っているか。 ・人員の配置は十分か。 ・本業務を期限までに確実に、また、円滑に遂行できるような業務スケジュールが示されているか。 	15
事業実行力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に実施する知識や能力が認められるか。 ・本業務に生かせる類似の業務実績があるか。 ・随時、積極的かつ効果的に業務の工夫・改善に取り組むことが可能か。 	15
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情やトラブルが生じた場合の対応、解決策、連絡体制について適切であると認められるか。 ・業務上知り得た個人情報を適正に管理できる提案になっているか。 	15
見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積額となっているか。 	10

(4) 選考結果

選考結果については、令和8年5月下旬以降（予定）、企画提案者全てに文書で通知する。なお、審査結果に関する質問等には応じない。

11 委託契約の締結

- (1) 受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。
- (2) 企画提案の内容については、本業務を実施する際に市と協議の結果、変更することがある。

12 その他

- (1) 企画提案書等の提出に必要な費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出を取り下げの場合は、速やかに電子メール又はFAXにより「取下願」（様式第6号）を提出するとともに、電話にて取下願を提出した旨を連絡すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとし、取下願の提出があった場合も同様とする。
- (4) 提出された企画提案書等の内容については、必要に応じて関係機関に照会することがある。
- (5) 選考は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (6) 提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書となる。
- (7) 本業務は、環境省「令和7年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業（第2号事業）」を活用した事業であるため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

13 提出及び問合せ先

八戸市市民環境部環境政策課環境政策推進グループ

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁別館6階）

電話：0178-43-9265 F A X：0178-47-0722

電子メール：kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp